令和８年（フ）第１７号
宮城県登米市迫町佐沼字大網376番地１
フェリジータⅡ　104
債務者　熊谷　直子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東田　正平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第１２号
福島県相馬市小野字信田229番地の８
債務者　森松　秀一
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若杉　裕二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時15分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第３６３９号
兵庫県宝塚市雲雀丘１丁目８番38号
債務者　大嶋　康司
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　智仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０号
広島市安佐南区長楽寺２丁目27番６―105号
債務者　長谷川賀秀
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　健太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６０８号
広島市中区舟入中町３番７―503号
債務者　松本　琴子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩田　啓祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０１号
広島市東区中山南１丁目23番５―107号
債務者　Ｔｗｏ　Ｌｅａｆこと　向井　勇樹
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小田憲太朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０３号
広島県東広島市黒瀬町丸山460番地１
債務者　川光　孝文
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸子　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０９号
広島市中区光南５丁目１番61―403号
債務者　高橋　　諄
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　健児
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２号
広島県福山市駅家町大字法成寺26番地10
債務者　竹森　高広
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩田　啓祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３２号
広島県三次市三良坂町長田1801番地１
債務者　藤川正宗こと　近森　正宗
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝手　康史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後３時15分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４３号
広島県三次市高杉町1529番地１
債務者　平岡　宏章
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中田　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第１８号
徳島県阿南市福村町南筋22番地１　ディアコート弐番館Ａ棟105号室、旧住所徳島県阿南市那賀川町中島980番地５
債務者　福本　孝一
１　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮武　利行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第１９３号
高知市桜井町１丁目５番28―302号　ビ・ウェル新堀、旧住所東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目68番８号　ＰＡＳＥＯ渋谷幡ヶ谷305
債務者　氏原　杏輔
１　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　啓介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８８号
大分県別府市石垣西10丁目２番36号
債務者　津末　法良
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平山　秀生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

令和８年（フ）第９１７号
（亡須田由美子の最後の住所）札幌市中央区南７条西10丁目1025番地７　ノースランド南７条303号
債務者　被相続人亡須田由美子の相続財産
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５４号
山形市木の実町９番24号　レオパレス八陽館104号
債務者　湊　雄一郎
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部